

気をつけよう！



猫の飼い方



① 完全室内飼い

病気や交通事故等から猫を守り、糞尿や夜鳴きによるご近所トラブルを防ぐため、猫は室内で飼いましょう。



② 繁殖制限

猫は、とても繁殖力が高い動物です。生まれてくる命に責任が持てない場合は、必ず**不妊去勢手術**を受けましょう。

③ 所有者の明示

飼い猫の盗難防止や、迷子の猫の所有者発見のため、**首輪**と**迷子札**又は**マイクロチップ**の装着をするようにしましょう。



※ 飼い主のいない猫

ご自身では『うちの飼い猫ではない。』と思っていても、エサをあげていれば周囲の人から飼い主と見なされる場合があります。飼い主のいない猫にやむを得ず餌を与える場合には、不妊去勢手術を実施し、周辺住民の理解のもと、排せつ物の処理をするなど適切な管理に努めましょう。

越谷市保健所 生活衛生課（総務・動物担当）

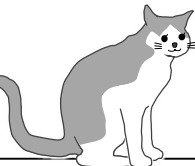
☎ 電話：048-973-7532

FAX：048-973-7536



うらめんへ

このような**決まり**があります



○動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（昭和48年法律第105号）

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第7条 動物の所有者又は占有者は、（中略）、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について**第7項の基準**が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。（※ 環境省告示を守るべき基準とする。）

2～5 略

6 動物の所有者は、その所有する動物が**自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置**として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関し**よるべき基準を定めることができる。**

（犬及び猫の繁殖制限）

第37条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、**生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。**

2 略

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）

（平成14年環境省告示第37号）

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

1 略

2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、**当該猫の屋内飼養に努めること。**屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

3～5 略

6 **飼い主のいない猫を管理する場合**には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。